

合併処理浄化槽を新たに設置するとき

◆設置基準

設置する合併処理浄化槽は浄化槽法に基づく性能基準を満たし、型式認定を受けているものでなければなりません。

設置する合併処理浄化槽の人槽(大きさ)は、建築基準法に定められており以下のとおりとなります。

5人槽	延床面積が140㎡以下のとき
7人槽	延床面積が140㎡を越えるとき
10人槽	2世帯住宅でトイレ、台所、風呂が2箇所以上あるとき

◆設置工事

合併処理浄化槽の設置工事は、茨城県知事の登録を受けた工事業者が技術上の基準に従い行うこととなります。

これらの業者には、設置工事を行うための国家資格(浄化槽設備士)を有した人がいます。

◆処理水の放流

合併処理浄化槽の処理水は、事前に管理者の許可を得ることにより放流することが可能となります。放流先により管轄が異なりますので、許可を得る際には各管理者へお問い合わせください。

また、今まで放流していても、新たに合併浄化槽を設置する場合は、各管理者へ許可を得る必要がありますのでご注意ください。

◆処理水の敷地内処理

近くに放流するところがない場合は、自宅の敷地内に処理装置を設置して処理水を最終処理することとなります。

敷地内処理装置は、地中に埋設して浸透又は蒸発等の方法で処理するものとなります。